

空家の解体で 困っていませんか？



令和6年度 海南省老朽危険空家除却工事補助事業

補助金額

空家の除却（解体・撤去）工事費の3分の2を補助

上限

50万円

対象となる建築物

（以下の①～③の要件をすべて満たすこと）

- ① 老朽危険空家に該当する建築物（注1）
- ② 居住しなくなった日から1年以上経過している市内の建築物
- ③ 居住用の建築物、または延べ面積の2分の1以上が居住用の建築物であったこと

（注1）老朽危険空家とは、傾いていたり、屋根や壁に穴が空いているなど、市が定める一定の基準に該当する空家です。現地調査のうえで判断します。

対象となる方

（以下の①～④の要件をすべて満たすこと）

- ① 老朽危険空家の所有者、またはその相続人
- ② 令和5年中の世帯員全員の所得金額の合計が月額214,000円を超えないこと（注2）
- ③ 世帯員に市税を滞納している方がいないこと
- ④ 世帯員に暴力団員、または暴力団関係者に該当する方がいないこと

（注2）公営住宅入居資格者収入基準の計算方法（公営住宅法施行令）によります。

対象となる工事

（以下の①、②の要件をすべて満たすこと）

- ① 老朽危険空家のすべてを除却する工事（解体および撤去にかかる費用）
※ 工作物（門や塀など）の除却や、動産の移転・処分は対象外
- ② 建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けている業者が施工する工事

※ 工事は、補助金交付申請後、市から「補助金交付決定通知書」が届いた後に着工してください。
補助金の交付決定通知前に着工した場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

募集期間・募集件数

募集期間 4月1日（月）～

募集件数 40件（先着順）

※ 申込が募集件数に達した場合は仮受付となり、キャンセルが発生した場合に連絡します。

制度の照会は
こちら

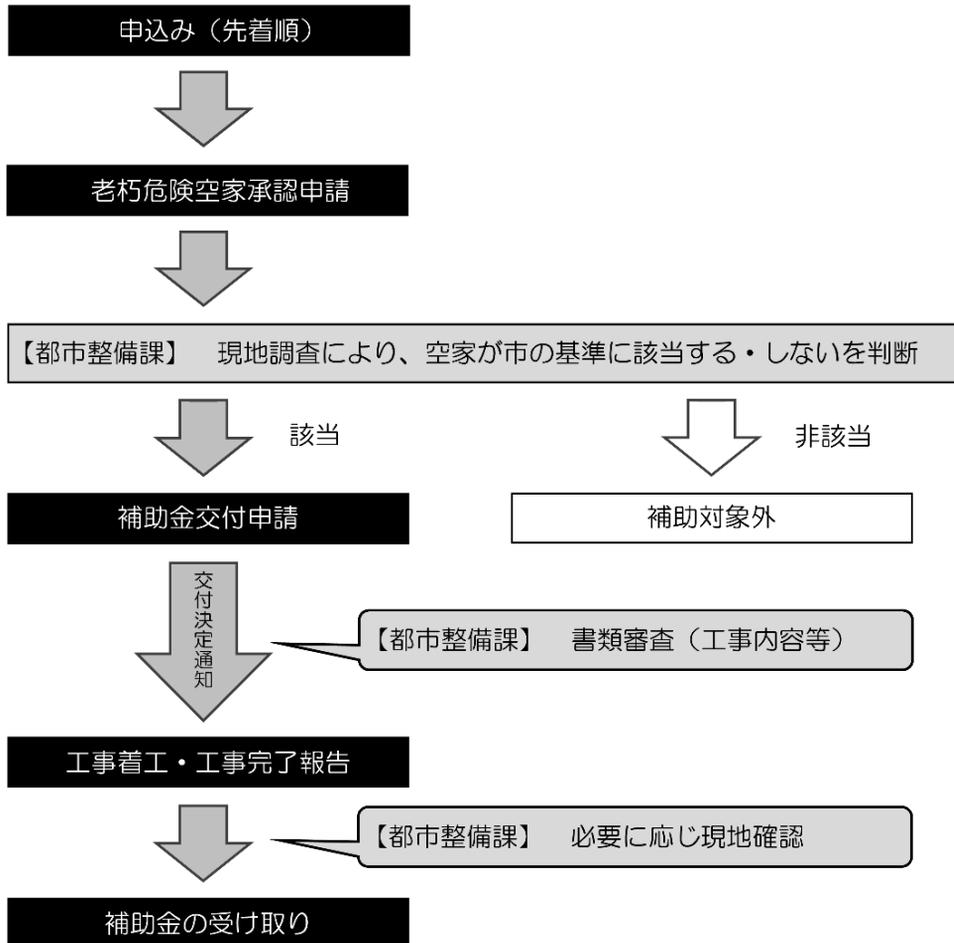


申込み・問い合わせ

申込み先 都市整備課、下津行政局、各支所・出張所（8時30分～17時15分、閉庁日除く）
市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

問い合わせ先 都市整備課（☎483-8480）

事業の流れ



期間 限定

空家解体撤去後の土地に係る固定資産税を5年間に限り減免します

空家の解体撤去後の跡地利活用促進を図るため、跡地の固定資産税の減免制度を、期間限定（令和9年3月31日の申請まで）で実施します。

- 対象空家 90日以上、空家となっていた住宅（空家法に基づく勧告を受けた空家は対象外）
- 減免額 解体後の本来の税額と、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額に相当する額を減免します（申請者が市税を滞納している場合は対象外）

※ 法人等は対象外となります。また、減免期間中に、売買等により所有者等の変更があった場合や、新たな土地利用を開始した場合は、減免を終了します。

※ 解体着工前に、事前確認の手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 空家の確認等に関すること・・・都市整備課 計画・みらい班(☎483-8480)
税の減免等に関すること・・・税務課 資産税班(☎483-8417)